

判決年月日	平成24年7月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成23年(行ケ)第10404号		
<p>○ 「3mS」の文字からなる登録商標について、著名な「3M」の文字からなる商標と混同を生ずるおそれがあり、商標法4条1項15号の商標に該当するとして、無効審判請求を不成立とした審決が取り消された事例</p>			

(関連条文) 商標法4条1項15号

本件は、「3mS」の文字からなる登録商標について、「3M」の文字からなる商標(引用商標1)を使用している原告が、商標法4条1項15号、19号を理由として無効審判(無効2011-890002号事件)を請求したが、請求不成立の審決が出されたため、その取消しを求めている事案である。

本件は、本件商標からは「スリーエムズ」の称呼が生じ、「3M」の文字からなる引用商標1からは「スリーエム」の称呼が生じるから、両商標は称呼において類似するといえ、また、両商標は、いずれも、その構成する各文字が、ほぼ同じ大きさ、高さ、太さで表記されていること、「3」及び「Mないしm」が共通することに照らすと、外観において類似するといえ、本件商標と引用商標1は、類似する商標であるといえるとした。その上で、出所混同のおそれについて検討し、「①本件商標と引用商標1とは、外観及び称呼において類似し、類似の商標であること、②本件出願前から、原告や住友スリーエムの商号中の「スリーエム」部分は、日本国内において著名であること、③原告の関連会社は、日本国内において、引用商標1を使用して、文具製品・オフィス製品を始め、多分野、多種類に及ぶ製品を販売し、原告の関連会社が販売する製品の中には、被服に使用される中綿素材や反射材製品、衣類・布製品及び革に使用される防水スプレーも含まれていること、④衣服等の布製品においては、素材の開発から加工技術の開発まで同一の企業や関連会社が行う場合があり(証拠略)、上記中綿素材、反射材製品及び防水スプレーは、本件指定役務に含まれる「布地・被服又は毛皮の加工処理(乾燥処理を含む。)」と密接に関連するといえること、が認められる。上記の事実を総合すると、本件商標を本件指定役務に使用すると、取引者・需要者において、当該役務が原告又は原告と組織的・経済的に何らかの関係を有する者の業務に係る役務であると混同するおそれがあると認められ、本件商標は商標法4条1項15号に該当する。」として、審決を取り消した。